

令和8年度 山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、鳥栖市（以下「発注者」という。）が発注する令和8年度 山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（業務目的）

本業務は、九州横断自動車道 長崎自動車道の山浦パーキングエリア付近へのスマートインターチェンジ設置に伴う事業手続きに関する基礎資料として、現地測量により計画地周辺の地形状況を把握し、本スマートインターチェンジへのアクセス道路の予備設計を行うとともに、スマートインターチェンジ設置の必要性や整備効果の検討の深化を目的とする。

第3条（業務対象地域）

本業務の対象範囲は、山浦パーキングエリア周辺（山浦パーキングエリア含む）とする。

第4条（法令等の遵守）

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第5条（実施要領）

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び関連法規等により実施するほか、以下によるものとする。なお、資料については最新版を用いること。

- ・国土交通省公共測量作業規定
- ・設計・調査・測量業務委託共通仕様書（佐賀県）
- ・設計業務等共通仕様書（九州地方整備局）
- ・土木工事積算資料（佐賀県県土整備部本部）
- ・土木工事設計要領（九州地方整備局）
- ・土木工事共通仕様書（九州地方整備局）
- ・道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・改訂 平面交差の計画と設計 基礎編（交通工学研究会）
- ・改訂 平面交差の計画と設計 応用編（交通工学研究会）
- ・道路橋示方書・同解説各種（日本道路協会）
- ・道路の移動等円滑化整備ガイドライン(国土技術研究センター)
- ・その他の関連示方書等

第6条（業務計画）

受注者は、本業務実施にあたり以下の書類を提出し承諾を得るものとする。

なお、業務計画書には、契約図書に基づき、業務概要・実施方針・業務工程表・担当技術者・管理技術者・職務分担表・打合せ計画・連絡体制（緊急時を含む）等を記載すること。承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表

第7条（貸与資料）

受注者は、業務上必要となる図面及び資料等について、発注者に貸与を求めることができる。貸与資料については、破損、滅失及び盗難等の事故がないよう十分配慮し、慎重に取り扱うものとし、業務完了後は速やかに返還するものとする。

第8条（報告の義務）

受注者は本業務実施期間中、業務の進捗状況を発注者に随時報告するものとする。

第9条（損害賠償）

受注者は本業務実施中に第三者より受け、又は与えた損害については、受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。

第10条（疑義）

本特記仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

第11条（費用の負担）

業務の検査等に伴う必要な費用は、本特記仕様書に明記のない事項であっても、原則として受注者の負担とする。

第12条（業務の内容）

本特記仕様書 第2章 業務内容 に示すとおり。なお、本調査検証において、新たに実施する必要が生じた事項等については、発注者、受注者協議のうえ、本業務の対象とする。

第13条（管理技術者・代表担当技術者・照査技術者）

受注者は管理技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- 2 管理技術者は、技術士法に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画または道路）又は技術士（総合技術管理部門：都市及び地方計画または道路）又は、RCCM（都市及び地方計画または道路）のいずれかの資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な協議には出席しなければならない。
- 3 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

第14条（打合せ協議）

打合せは、業務着手時、中間時（5回）、成果品納入時の7回を想定しているが、必要に応じ監督職員と協議の上、決定するものとする。

第15条（土地の立入り等）

受注者が業務のため、国、公有又は私有の土地に立入り又は、一時使用する場合はあらかじめ発注者に報告し、土地所有者の承諾を得て行うものとする。

- 2 土地の立入りを行う場合、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった時はこれを提示しなければならない。
- 3 地元住民と十分協調を保ちいたずらに摩擦等をおこさないよう心掛けなければならない。特にみだりに地元住民の感情を刺激することがないよう言動には十分留意しなければならない。

4 作業の必要上生じる土地の使用、伐採、工作物の除去又は一時使用するときは、あらかじめ発注者に報告するとともに、必ず所有者の承諾を得なければならない。この場合、伐採、工作物の除去は最小限にとどめるものとする。

第16条（秘密の保持）

受注者は本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく転用、もしくは他に漏らしてはならない。

第17条（個人情報保護に関する情報セキュリティ）

受注者は行政や権利者等の個人情報等の漏洩防止について、業務実施計画書に情報セキュリティに関する対策について記載するとともに、本業務の履行に関するすべての行政情報等の適正な管理のため、適切な個人情報管理体制及びセキュリティ体制を確保し、業務を進めなければならない。

第18条（年度実績報告書の作成）

初年度の業務実績や出来高を確認するため、業務実施内容や出来高等をまとめた報告書を作成する。

第19条（報告書の作成）

業務の目的を踏まえ、検討内容等をまとめた報告書を作成する。また、説明資料として活用できる概要版も作成する。

第20条（成果品）

本業務の成果品として、以下の報告書及び成果データを提出するものとする。また、各種電子データはHDD・DVD・CD等の媒体に格納し提出するものとする。提出様式については、打合せ協議により決定するものとする。

- | | |
|-----------------|----|
| ① 業務報告書（A4） | 2部 |
| ② 業務報告書（概要版、A3） | 2部 |
| ③ 打合せ記録簿 | 2部 |
| ④ その他必要と認められるもの | 一式 |
| ⑤ 上記の電子データ | |

第21条（完了）

受注者は業務完了と同時に完了届、納品書とともに成果品を納入し、発注者の完了検査を受けなければならない。なお、修正を要する場合には速やかにこれを行い、再度検査を受けるものとする。

第22条（瑕疵の修正等）

受注者は本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合には、速やかに発注者の必要と認める修正等を受注者の負担において行うものとする。

第23条（成果品の帰属）

本業務における成果はすべて発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製したり、他に公表、貸与したりしてはならない。

第2章 業務内容

第1条（業務内容）

本業務の内容は以下のとおりである。

1. 三次元点群測量
2. 道路予備設計（A），（B）
3. スマートインターチェンジ整備効果検討

第2条（三次元点群測量）

過年度業務にて実施した山浦スマートインターチェンジ（仮称）ならびにアクセス道路の概略設計の検討結果を活用し、アクセス道路の道路予備設計を行うため、UAVを用いた三次元点群測量を実施するものとする。

また、計測した三次元点群データを道路予備設計に活用するため、平面図の数値図化、ならびに縦横断図の作成を行うものとする。

測量範囲は以下を想定しているが、詳細は監督職員と協議の上決定する。

- ・測量面積 約0.3km² 縮尺：1／1,000

地形上UAV測量では観測できない箇所については、必要に応じてレーザー測量等の追加を検討し、監督職員と協議の上、決定するものとする。

なお、UAV測量と同等以上の測量精度が得られ、本業務の目的を満たす測量手法である場合は、監督職員と協議の上、測量手法を変更できるものとする。

第3条（道路予備設計（A），（B））

過年度業務にて実施した山浦スマートインターチェンジ（仮称）へのアクセス道路の概略設計によって決定した路線について、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定する。また、決定された中心線に基づいて、図上での用地幅杭位置を決定するものとする。

（佐賀県 設計・調査・測量業務共通仕様書(令和7年10月)第4404条,第4406条 参照）

業務内容は以下のとおり。

1. 設計計画
2. 現地踏査
3. 路線選定
4. 縦断設計
5. 横断設計
6. 道路付帯構造物設計
7. 小構造物設計
8. 用排水設計
9. 設計図作成
 - 1) 路線図
 - 2) 平面図
 - 3) 縦断図
 - 4) 標準横断図
 - 5) 横断図
 - 6) 主要構造物計画図
 - 7) 一般図

10. 関係機関との協議資料作成
11. 用地幅杭計画
12. 概算工事費
13. 照査
14. 報告書作成

なお、延長は以下を想定しているが、詳細は監督職員と協議の上決定する。

- ・延長：約1.6km 縮尺：1/1,000

設計条件は下記のとおり。

なお、下記条件に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、変更の対象とする。

- 1) 道路規格：第3種第3級
- 2) 設計速度：V=40km/h
- 3) 横断面構成：2車線
- 4) 設計延長：1.6km（1～2車線、平地）
- 5) 複断面：無し
- 6) 暫定計画：無し
- 7) 歩道：有り
- 8) 道路環境関連施設設計（力学計算を必要としない）：無し
- 9) 特殊法面の設計：無し
- 10) 路床入替等の処理：無し
- 11) 工区ごとに成果物を分割：無し

第4条（スマートインターチェンジ整備効果検討）

1. 事業の概要整理

スマートインターチェンジ整備事業について、過年度業務にてとりまとめた内容をもとに、下記に関する内容の補足・修正を行う。

- 1) 事業概要
- 2) 地域の状況（社会情勢の変化等）

2. 事業の効果及び必要性

事業の効果及び必要性について、暮らし・産業・救急・観光・防災等の多様な観点から検討し、説明資料として取りまとめるものとする。検討にあたっては、過年度業務にてとりまとめた内容を踏まえ、内容の妥当性や不足点を検証し、新たな視点からの分析を加えるなどして、内容の精査や補完を行うとともに、現状の課題や将来期待される効果等についての理解を深め、これらを体系的に整理するものとする。

また、関係各所へのヒアリング調査を実施し、効果の裏付け等に必要な情報を収集するものとする。ヒアリング調査の実施にあたっては、監督職員と協議のうえ、調査対象および調査方法を決定するものとする。

なお、収集した情報やヒアリング調査の結果を踏まえ、事業実施の必要性や整備の妥当性を明確に示せるよう、整備効果を整理し、説明資料として取りまとめるものとする。